

# 働く場での男女共同参画

誰もがいきいきと働ける職場ですか

男女共同参画社会実現を進めていくためには、男女ともにいきいきと働けることも大切です。あなたの職場はどうでしょうか。

このページでは、出雲市での課題、課題解決のための法律や制度、相談窓口などを紹介し、働く人と事業主の立場から男女共同参画を考えてみましょう。



女性の活躍推進の取り組みが評価され、平成15年度島根労働局長優良賞を受けた㈱イズコン。島根第二工場では3人の女性が現場で働いています。同社総務部長の三代豊さんは「コンクリートという重量のある製品を作っていますので、工場は男性中心と思われがちですが、機械化を進めたりすることで、女性の割合も全工場で15%を占めています。男女の区別なく自分に向けた仕事を選びたいという人を積極的に受け入れています」と話します（1月27日 多伎町久村）

## 出雲市での課題

『出雲市男女共同参画まちづくりについて』（答申）では、職場における次の課題があげられています。

- 男女間の給与・昇給等の待遇での格差
- 育児休業の取得・復職後に勤務内容・場所やパートへの変更、退職を強要される
- 昇給・昇格の遅れなどによる不安から、男性の育児休業制度の活用が低いこと
- 女性活躍推進に取り組む企業が少なく

## 課題の解決に向けて 私たちにできること

まず、法律や制度を正しく知ることから始めましょう。身近なものを下表にまとめてあります。出産、育児や介護が必要などときなど、家庭と仕事を両立していくための制度がたくさんあることがわかります。

これらの法が守られない場合は、事業主に罰則や行政指導が行われます。話し合いで事業主とのトラブルが解決できないときは、下記の窓口へご相談ください。

### 雇用・労働に関する法律〔抜粋〕

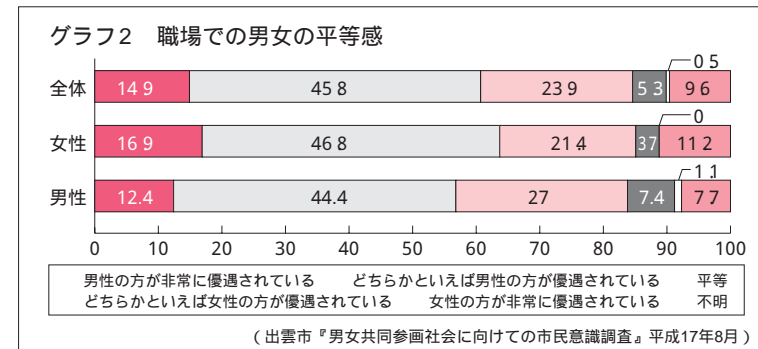
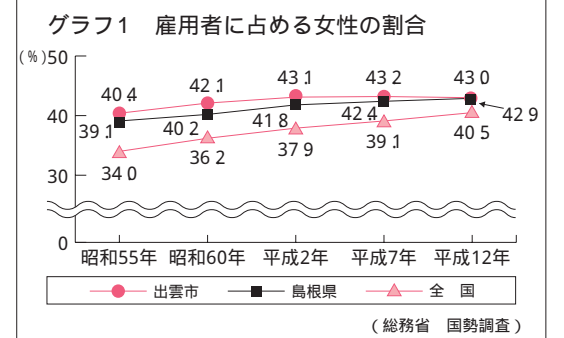
法律・制度	違法時の事業主への取り扱い
賃金	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生	助言又は指導、又は勧告あり。勧告に従わない場合は企業名を公表
定年・退職・解雇	助言又は指導、又は勧告あり。
休暇取得などによる扱い	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
産前産後休業	助言又は指導、又は勧告あり。
妊娠中・出産後の健診のための時間の確保	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
育児時間・育児休業	助言又は指導、又は勧告あり。
介護休業	
子の看護	

## いまもある 職場での男女格差

昭和61年の男女雇用機会均等法施行以来、働く機会や待遇面での男女平等は進められてきました。その結果、雇用に占める女性の割合は年々高くなっています。特に、出雲市では、全国の平均値と比べても、高いことが分かります（グラフ1）。これは平均勤続年数についても同じ傾向です。一方で、男女間での賃金格差、セクハラ問題、妊娠・出産による不当解雇といった問題は、なくなつたわけではありません。

## 事業主の立場で考える

男女間の格差を解消するために、個々の企業が自主的・積極的にすすめる取り組みを「ポジティブアクション」といいます。具体的には、女性の職域拡大、管理職登用、評価基準の明確化などがあります。実施企業では、勤続年数の男女差が小さくなる、組織の活性化・業績アップにつながるなどの効果が現れています。事業主の皆さん、ぜひ積極的に取り組んでみませんか。また、休業制度の必要性は理解しているが、実際に従業員が長期に休むことになると



相談窓口

出雲労働基準監督署  
塩冶善行町  
(出雲地方合同庁舎)  
TEL 21-1240

島根労働局雇用均等室  
松江市向島町  
(松江地方合同庁舎)  
TEL 0852-31-1161

雇用問題についてのおたずね  
市商工振興課  
(TEL 21-2211・内線5321)

- 21世紀職業財団の助成制度
- 育児両立支援奨励金
- 育児休業代替要員確保等助成金
- 男性労働者育児参加促進給付金
- 島根県の助成制度
- 子育てしやすい雇用環境整備事業
- 〔島根県労働政策課〕 0852-5298